

平成30年度（平成29年中の所得分）

## 市県民税申告のお知らせ

### ◆申告書の郵送

平成29年度の課税状況などを参考に、申告が必要と思われる方に「平成30年度市県民税申告書兼国民健康保険税申告書（以下：市県民税申告書）」を郵送しています。

なお、申告書はホームページからダウンロードすることも可能です。また、うきは市役所税務課及び浮羽市民課窓口にも準備しています。

※平成29年度の課税状況などを参考にしているため、ご自宅に市県民税申告書の郵送がない方でも申告が必要な場合があります。該当される方は下記事項を参考に申告を行ってください。



### ◆市県民税の申告が必要な方

平成30年1月1日現在、うきは市に住んでいて、次に該当する方

① 営業等・農業・不動産・配当・雑・一時・譲渡などの収入がある方で、所得税の確定申告書の提出を要しない方

② 給与所得者（パート・アルバイト等の収入を含む）で

・勤務先から給与支払報告書が市に提出されていない方

・給与以外の所得が20万円以下の方（給与以外の所得が20万円以下の方で確定申告の必要がない方でも、申告は必要です。）

・2か所以上の事業所から給与を受けている方

・年の中で就職、退職した方で年末調整をしていない方

③ 平成29年中に収入がなかった方で同居の家族の扶養親族になっていない方（「所得がない」という内容で申告していただく必要がありません。）

④ 非課税収入（遺族年金、障害年金など）のみの方

※ただし、次に該当する方は申告を行う必要があります。

(1) 所得税の確定申告を行う方

(2) 平成29年中の所得が給与所得のみの方で、勤務先から市へ「給与支払報告書」が提出されている方

(3) 平成29年中の所得が公的年金等のみで、医療費等控除・社会保険料控除・生命保険料控除・寄付金控除等の控除がない方

※平成29年中に収入がない方でも、申告されていない場合、所得証明書等の発行や、国民健康保険税等の算定及び軽減措置ができない場合がありますので、申告書の提出にご協力をお願いします。

### ◆申告に必要なもの

① 平成30年度市県民税申告書

② 印鑑

③ 所得の計算に必要な書類

(1) 給与・年金所得者  
源泉徴収票、給与明細書または事業主の支払証明書

(2) 給与・年金所得者以外  
営業等、農業、不動産所得の方は収支内訳書（昨年度実績から、必要と思われる方には市県民税申告書に同封しています。）

④ 所得控除を受けられる場合は、それらの支払証明書、領収書等

### ◆申告書の提出

#### ■提出先

◎ うきは市役所税務課住民税係  
〒839-1393

うきは市吉井町新治316番地

◎ 浮羽市民課（うきは市民センター）  
〒839-1497

うきは市浮羽町朝田582番地1

#### ■提出期限

3月15日（木）

#### ●問合せ

税務課住民税係

TEL 75-4977



### 今年度の確定申告の相談会場と受付の方法が変わります！

#### ◆申告相談会場

うきは市役所3階 大会議室

2月16日（金）～3月15日（木）

#### ◆相談開始時間

9時～

#### ◆案内受付

うきは市役所1階 エレベーター

横ホール

#### ◆受付時間

8時30分～16時

※詳細は、広報うきは2月1日号に掲載します。